

平成24年11月19日
総合政策局国際政策課

ミャンマーとの交通分野における協力覚書の調印について（報告）

平成24年11月19日（月）、羽田国土交通大臣及びニャン・トゥン・アウン ミャンマー運輸大臣との間で、下記のとおり交通分野に係る協力覚書の調印を致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 場 所：国土交通大臣室

2. 出席者：

- ・国土交通省 羽田国土交通大臣、石津国土交通審議官、森海事局長、山縣港湾局長、田村航空局長、関口気象庁次長 他
- ・ミャンマー運輸省 ニャン・トゥン・アウン運輸大臣、キン・マウン・ティン駐日大使、ティン・ナイン・トゥン航空局長、チョー・タン・マウン港湾公社総裁、リン・ネイ・ティアム気象・水文局長 他

3. 協力覚書の概要：

（1）目的

交通分野における連携緊密化

（2）対象分野

陸・海・空の交通及び気象に係るインフラ整備・管理（ティラワ港含む）、技術等

（3）協力の方法

情報・意見の交換、人材の育成・交流、調査・共同研究、共同セミナーの開催等

（4）2国間交流の促進

次官級会合を定期的に行う。その他、政府機関、研究機関、民間相互の協力を促進。

（5）覚書の期間

5年間（両国間の合意により延長は可）

これを受けた羽田国土交通大臣のコメントは別紙のとおりですので、お知らせ致します。



連絡先：総合政策局国際政策課
担当者：木村、木本
電話：03-5253-8111（内線 25901、25924）
直通：03-5253-8319
F A X：03-5253-1561

羽田国土交通大臣コメント

- ミャンマーは、今後大きな発展が期待される国として世界中から注目を集めています。しかし、経済活動、国民生活の基盤となる交通ネットワークの整備が十分ではなく、その充実・強化が今後の課題となっております。
- このような中、本日、ニャン・トゥン・アウン運輸大臣との間で交通分野における両国間の協力の覚書を締結し、定期的なハイレベル協議の場の設置や人材の育成・交流など、両国間で具体的な協力を進めていくことについて合意しました。
- 国土交通省としては、本日締結した覚書に基づき、ミャンマー政府と緊密に連携してミャンマーの交通ネットワークの整備を官民が協力して支援することにより、ミャンマーの経済発展、国民生活の向上に貢献していきたいと考えております。